

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 28 日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2011

課題番号：20700494

研究課題名（和文） 障害者のスポーツ参加を通じた社会的統合化に関する研究

研究課題名（英文） A study on the social integration through sports participation of persons with disabilities

研究代表者

奥田 睦子（OKUDA MUTSUKO）

金沢大学・経済学経営学系・准教授

研究者番号：90320895

研究成果の概要（和文）：ノーマライゼーション社会の具現化の1つとして、本研究では、障害者のスポーツ参加を通じた社会的統合化について、その到達点のあり様を検討するとともに、ドイツの医療保険を活用した障害者の地域におけるスポーツクラブへの参加のしくみを明らかにし、この2つのことから、障害者の地域のスポーツクラブへの参加を通じた障害者と健常者の社会的統合化のためのしくみについてその可能性に言及した。

研究成果の概要（英文）：In this study, as one of the realization of the social normalization, for social integration through sport participation of persons with disabilities, were examined like has reached that point. In addition, this study was to clarify the mechanism of participation in sports clubs in the region of people with disabilities utilizing medical insurance in Germany. From two things, in this study, said that the possibility for a mechanism for social integration of handicapped and healthy people through participation in community sports clubs for people with disabilities.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	800,000	240,000	1,040,000
2009 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010 年度	200,000	60,000	260,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：障害者スポーツ

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学 ・スポーツ科学

キーワード：スポーツ，障害者，社会的統合，医療保険制度，スポーツクラブ

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初の障害者スポーツ振興における先行研究の研究視角としては、3つに分類することができた（障害者のスポーツ参加の機会の保障、障害者のスポーツ参加が障害

者自身に与える影響、障害者スポーツ振興が社会に与える影響）。また、障害者のスポーツ参加の機会の保障については、更に2つに分類（ルールや用具の工夫、指導方法の工夫）して捉えられていた。

本研究では、これらの研究視覚の中でも障

害者スポーツ振興が社会に与える影響について着目した。障害者スポーツ振興が社会に与える影響についての研究は、社会における障害者全体の位置づけや社会におけるスポーツの価値等を、アイデンティティの形成過程や近代社会の成立過程とスポーツ文化との関係性の視点から検討するという、社会学的な見方を機軸に据えたマクロな視点から研究である。研究開始当初、このような社会学的な観点からの先行研究は、非常に少なかった。一方、障害者のスポーツ振興が目指すべきところは、障害者のスポーツ参加を通じた「障害者個人の心身に有意性をもたらすこと」だけではなく、人権の尊重を前提とする「障害者の社会参加と平等」や「ノーマリゼーション社会の実現」に結びつくことであり、言い換えると、「障害者と健常者の社会的統合化が促進されること」も含まれるものと捉えることができた。これらのことから、本研究では、障害者のスポーツ参加が社会にあたえる影響に関する研究視角に着目した。

2. 研究の目的

障害者のスポーツ参加が社会に与える先行研究において、障害者のスポーツ参加が、必ずしも障害者と健常者の統合化がはかられることにつながっていないことが指摘されていた。そこではむしろ、健常者中心の社会的価値観を強化するメインストリーミング化につながっていることが指摘されていた。ここでは、軽度の障害者のメインストリーミング化ではなく、重度の障害者も含めた統合化が目指されなければならないと考えられていたが、それについては結論が出ていない状況であった。そこで本研究では、障害者と健常者のスポーツにおける統合化の到達点として、メインストリーミング化とは異なる新たな到達点がどこにあるのかを明らかにすることを目的の一

つとした。

また、実践面に目を向けた場合、地域住民が自らのために参画の主体となる総合型地域スポーツクラブに障害者が参加できる体制の構築が必要であるのだが、受け入れ体制の具体的な構築については、「専門的な指導ができる人材の養成」「少人数を対象とした指導でも採算がとれる体制の確立」など、クラブ任せや個人任せでは解決できないことが多く、社会的なしくみが必要であることが検討課題とされていた。そこで本研究では、総合型地域スポーツクラブにおける障害者の受け入れ体制の課題を解決させる社会的なしくみを構築する方法を検討することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、(1) 障害者と健常者のスポーツにおける統合化の到達点として、メインストリーミング化とは異なる新たな到達点がどこにあるのかを明らかにすること、および、

(2) 総合型地域スポーツクラブにおける障害者の受け入れ体制の課題を解決させる社会的なしくみを構築すること、の2点を目的として行った。

(1) については、障害者と健常者が認識上で分化する地点に着目した。「統合」の対概念は「分化」であり、「分化」が初めに生じているからこそ「統合」の必要性が議論されることになるからである。具体的には、「自己-他者」の認識過程に焦点を当てた文献研究を主として行った。

(2) については、ドイツにおけるドイツにおける障害者が参加している総合型地域スポーツクラブのあり方を手がかりとして検討を行った。ドイツのクラブを手がかりとする理由は、総合型地域スポーツクラブが、ドイツのスポーツ制度をモデルとしていたことと共に、障害者スポーツはその対象者が障害者で

あるため福祉制度や医療制度とも密接な関係性を持つが、社会福祉体制においてもドイツは日本と類似性を持っていたためドイツのスポーツクラブへの参加のしくみをモデルとすることにした。

なお、ドイツの地域のスポーツクラブにおける障害者の参加に関する制度・政策に関する先行研究はほぼ皆無であったため、訪独により制度・政策の詳細について資料収集および関係者へのヒアリング調査を実施した。また、それらを通じて歴史的形成過程についても明らかにすることを行った。

4. 研究成果

(1) 障害者と健常者のスポーツにおける統合化の到達点として、メインストリーミング化とは異なる新たな到達点に関する研究成果は下記のとおりである。

はじめに、障害者と健常者に分化する地点に着目し、なぜ障害というカテゴライズがなされるのかについて検討を行った。ここでは、カテゴライズについて逸脱の定義に着目した。逸脱の定義について社会的、歴史的次元から考察しているP. コンラッドらによると、逸脱とは個人に備わっているなにものかであるというよりは、外部からの帰属により認定されたものであるがゆえ、特定の時代の社会における支配的な権力構造と密接に結びついていると言う。その上で彼らは、逸脱について、社会的構築（現実の歴史）の結果とみなす一方で、社会統制のための新しい逸脱の定義もしくは認定の構築に関わる活動の結果という視点を強調している。したがって、逸脱という定型がはじめから存在するものではないので、どのようにして逸脱として定義されたり（逸脱の定義の過程化）社会問題となりえたりするのかということが着眼点として重要となることが明らかとなった。

このことを踏まえて、次にスポーツにおける障害者と健常者の統合化の地点を検討した。

このことについては、遊びの延長としてのスポーツの捉えようとするR. カイヨワのプレイ論を元に行った。カイヨワは、スポーツを人の営みであるから文化であると規定した上で、「聖—俗—遊」の概念構造を基に、義務や仕事を聖、現代的価値合理性に基づく行為を俗、自由に行えるものとして遊の3領域を設定し、そのうちスポーツは歴史的に見れば本来自由なものであるもので遊であるべきだと述べている。近年の障害者や高齢者のスポーツを述べる際のキーワードであるアダプテッド・スポーツと言う言葉は、このようなスポーツの本来的な遊びの文化的価値を担保するものであるという視点に立つものであると言え、このような考え方は現代的価値合理性に基づく「俗」化するスポーツへのアンチテーゼを示すと共に、スポーツの持つ本来的な価値に依拠することで、スポーツにおける障害者と健常者と能力上の差異を維持したまま統合化することの可能性をも示していると結論づけられた。

(2) 総合型地域スポーツクラブにおける障害者の受け入れ体制の課題を解決させる社会的しくみを構築することについての研究成果は、下記の通りである。

①ドイツの地域のスポーツクラブにおける障害者の参加に関する制度・政策に関する研究成果についての研究成果

ドイツでは、障害や疾病を有する人が地域のスポーツクラブ等に参加する際に、医師からリハビリテーション・スポーツに関する処方箋があれば、医療保険の適用を受けられる制度が存在していることが明らかとなった（1回参加に対して5€が保険対象としてクラブに支払われる。保険適用期間は、疾病や障害に応じて異なる）。この制度は、社会法典第IX編（リハビリテーションおよび障害者参加）

および第V編（法定疾病者保険）に法的根拠を有していた。行政区である州単位でその運用に若干の違いはあるが、受け入れるクラブにとっての利点としては、障害者の受け入れに対して有用な財源であること、専門のリハビリテーションスポーツ指導者の配置ができることなどがあり、参加する障害者にとっては、同じ障害を持つ人が居住地に近いクラブに集まることができることから、この制度によってピアカウンセリングの場としてもスポーツクラブが機能していることがわかった。すなわち、参加者自身および地域のクラブ等の両者にとって、参加し易く受け入れ易い体制にすることに寄与していた。また、医療的側面から見た場合にも、障害者が日常生活を営む上で、医療機関との繋がりや切り離せないものであり、受け入れるクラブにとっても医師からの処方箋は、障害者を安全に受け入れるために重要な役割を果たしていることがクラブ関係者へのヒアリング調査から明らかとなった。

②上記制度・政策の歴史的形成過程についての研究成果

このような障害者の地域のスポーツクラブへのスポーツ参加への医療保険の適用制度の歴史的形成過程については、次のことが明らかとなった。

制度設計がなされた歴史的背景には、第二次世界大戦における国による戦傷者保護があり、戦傷者の機能回復の一貫としてスポーツが取り入れられたことに端を発していた。その後、生活・社会環境の変化による様々な原因による障害への対応（例えば、薬害による障害児の増加、事故に起因する後遺障害、慢性疾患の急増等）するため、戦傷者保護によらない疾病や障害などにも、リハビリテーション・スポーツの必要性の範囲が拡大されていった。なおこの過程において、支出する財源が、戦傷者保護としてのリハビリテーション・スポ

ーツは国から、他の障害へのリハビリテーション・スポーツは医療保険となることが、国、障害者スポーツ連盟、医療保険者の間で取り決められたことが明らかとなった。

また、ドイツにおける医療保険制度を適用した地域スポーツクラブでの障害者のスポーツ参加が、障害者の社会統合にどのような可能性を持つものであるのかということについて、これまでの調査研究の結果および考察を踏まえて、ドイツの障害者スポーツ振興の実務担当者（ノルトラインヴェストファーレン州障害者スポーツ連盟事務局長およびケルン市内で障害者を会員に含むクラブをドイツ国内で初めて立ち上げ現在も運営に携わっている元ケルン体育大学教授）とディスカッションを行った。その結果、同制度が機能することで、1970・80年代は社会統合の可能性を持ちえたことが共有認識された一方で、近年では、クラブ以外のスポーツ施設（民間フィットネスセンター等）でも行われる流れが見え始めていることから、医療保険制度を適用した地域スポーツクラブでの障害者の社会統合には、医療保険制の適用の根幹にある共助の思想や地域に根差したクラブライフが同時に求められることが必要との認識を得た。

(3)本研究の成果の国内外における位置づけとインパクト

本研究の成果について、障害児及び障害者の体育・スポーツ等に関する科学的研究の発表の場であるアダプテッド・スポーツ学会および、スポーツの制度や政策を社会学的の見地から議論する日本スポーツ社会学会および西日本スポーツ社会学会で発表を行った。アダプテッド・スポーツ学会では、戦傷者保護と

してスタートしたリハビリテーション・スポーツが、ドイツにおいてなぜ他の障害種別へもその範囲を拡大させ、かつ医療機関ではなく地域のスポーツクラブにおいて医療保険の

適用を受けて行えるようになったのかを歴史的資料に基づいて検証した結果を発表した。また、スポーツ社会学系の学会では、ドイツにおける医療保険を活用したリハビリテーション・スポーツ制度では、身体管理と遊びの二項対立の超克がなされていることを、障害者のスポーツ実践がスポーツ実践全体の中でどのような位置づけにあるのかということや、健康政策や医療保険制度の歴史社会学的な観点から明らかにし、発表した。いずれの発表も、海外の事例の発表にとどまるものではなく、障害者スポーツ領域の研究では数少ない研究視点である歴史社会学的な分析を伴うものであったことから、日本における同様の制度設計の適応可能性を検討する上で、意義深いものとしてのインパクトを残すことができた。

(4) 今後の展望

スポーツが、医療領域と遊びの領域とにまたがって存在することになる場合、疾病予防やリハビリテーションにみられる身体管理の手段としてのスポーツ観と、遊びや自由性に基づく文化的価値に重きを置くスポーツ観の二項対立を乗り越えるスポーツ観がどのように醸成されるのか、このことを考察することが非常に重要となる。今後は、リハビリテーション・スポーツが行われる場の論理、すなわち、スポーツクラブにおけるクラブライフの意義に着目して、二項対立を乗り越えるスポーツ観の醸成の方法について考察していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

- ① 奥田睦子, 高齢社会における健康づくり政策の多面性 —生活習慣に着目した健

康づくりと医療保険制の観点から—, 査読無, 金沢大学経済論集 32 巻 2 号, 2012, 157-172

- ② 奥田睦子, (ドイツにおける障害者の地域スポーツ活動への参加を支える社会的制度とその論理に関する一考察), 査読無, 金沢大学経済論集 31 巻 1 号, 2011, 161-181
- ③ 奥田睦子, (事業型非営利組織としての総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加の社会的しくみの検討 —ドイツにおける医療保険制度に着目して—), 査読無, 金沢大学経済論集 30 巻 1 号, 2009, 291-311

[学会発表] (計 7 件)

- ① 奥田睦子, ドイツにおける障害者のリハビリテーション・スポーツに関する一考察—身体管理の手段と文化としての遊びの対立の超克—, 日本スポーツ社会学会第21回大会, 2012年3月19日, 熊本大学(熊本県)
- ② 奥田睦子, 地域のスポーツクラブにおけるリハビリテーションスポーツへの医療保険の適用可能性の検討, 第15回日本アダブテッド体育・スポーツ学会, 2011年12月4日, 茨城県立医療大学(茨城県)
- ③ 奥田睦子, 障害者の地域におけるスポーツ活動への医療保険適用の功罪—ドイツにおける近年の状況から—, 第14回日本アダブテッド体育・スポーツ学会, 2010年12月5日, 富山大学(富山県)
- ④ 奥田睦子, ドイツにおける障害者スポーツ政策に関する一考察, 第5回西日本スポーツ社会学会, 2010年8月12日, 鞆の浦荘(広島県)
- ⑤ 奥田睦子, 障害者の地域におけるスポーツ参加を支える社会的しくみとその意義に関する一考察, 第18回日本スポーツ社

会学会, 2009年3月24日, 関西大学 (兵庫県)

- ⑥ 奥田睦子, 障がい者スポーツ振興のための福祉・医療・スポーツ制度の制度包摂の検討ードイツのしくみをモデルとしてー第12回日本アダプテッド体育・スポーツ学会, 2008年12月7日, 京都女子大学 (京都)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

奥田 睦子 (OKUDA MUTSUKO)
金沢大学・経済学経営学系・准教授
研究者番号: 90320895